

大津市公報

令 和 4 年 8 月 31 日 号 外 (第 45 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目〇 規

規則

次

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。 令和4年8月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第75号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。 別表第1項の表自動車急発進等抑制装置設置費助成金の項の次に次のように加える。

カーブミラー設置事業 費補助金	通行の際の見通しを確保する必要があると認められる私道において、自治会がカーブミラーを設置する事業に要する経費の一部を補助し、もって道路における交通安全を確保すること。
ふれあいネット導入事 業費補助金	地域住民への情報提供等をインターネットを通じて行うためのソフトウェアの利用を導入する自治会等に対し、その導入に要する経費の一部を補助することにより、自治会等の活動の負担の軽減及び効率化並びに多様な市民が地域活動に参画しやすい環境づくりの促進を図り、もって地域コミュニティの充実及び豊かで活力にあふれる地域活動を推進すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。